

東北自然エネルギー株式会社「松川地熱発電所発電設備更新  
(仮称)計画 計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年10月24日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、「松川地熱発電所発電設備更新（仮称）計画 計画段階環境配慮書」について、東北自然エネルギー株式会社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：岩手県八幡平市  
原動力の種類：汽力（地熱）  
出 力：1.3万キロワット級

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和元年 8月 1日
環境大臣意見受理	令和元年10月11日
経済産業大臣意見発出	令和元年10月24日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、小島

電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

東北自然エネルギー株式会社「松川地熱発電所発電設備更新（仮称）計画  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき十和田八幡平国立公園第2種及び第3種特別地域に指定されており、自然環境の保全上、重要な地域であるため、本事業の実施に伴う自然環境への影響は最小限となるよう配慮されなければならない。  
このため、本事業計画及び方法書以降の環境影響評価手法の具体化に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度及び現在継続的に実施されている環境監視の結果を整理し、反映させること。また、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。
2. 地熱流体の採取による地熱貯留層及び温泉等への影響や、冷却塔から排出される蒸気や硫化水素による植物への影響を含めて、地熱発電事業の環境影響については十分に解明されていない点もあることから、調査、予測及び評価の実施、本事業の計画並びに環境保全措置の実施の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映すること。
3. 施設供用後、長期的には生産井の機能が低下した場合、補充井の掘削の可能性があることとされていることから、それに伴う追加的な環境影響が懸念される。そのため、生産井はできる限り長く維持し、施設供用後の補充井の掘削及び附帯設備の増設等による環境影響が最小限となるよう事業内容を検討すること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。